

独立行政法人奄美群島振興開発基金
平成20年度業務実績評価調書

平成21年8月
国土交通省独立行政法人評価委員会

業務運営評価（個別項目ごとの認定）

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	1. 業務運営の効率化に関する年度計画			
<p>(1) 業務運営体制の効率化 独立行政法人化時点で2名の定員削減を行う。また、審査部門と期中債権管理部門を一元化するとともに、長期延滞債権、法的手続きによる回収が必要な債権など、特別に管理を行うことが必要な債権を集中して管理する体制に改める等、債権管理の強化に資する効率的な業務運営体制に向けて、組織体制・人員配置の見直しを行う。</p> <p>審査の厳格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会の活用を図る。</p> <p>あわせて、コスト縮減を進める観点から、民間金融機関との情報共有に際して統一電子フォーマットを採用する。</p> <p>また、金融機関としての質的向上を図るために、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修を行う。</p> <p>さらに、奄美群島振興における奄美基金の役割等を踏まえながら、奄美基金内部に横断的な業務の評価・点検チーム（各課からメンバーを参集、月1回以上の開催）を設置する等体制整備を行い、必要に応じて有識者を活用しつつ、自己評価を行い、評価結果を業務運営に反映させる。</p>	<p>(1) 業務運営体制の効率化 ①定員については、独立行政法人化時点の定員を維持する。</p> <p>②効率的な業務運営体制に向けて、以下の内容を含む組織体制・人員配置の見直しを引き続き行う。 ・期中債権管理部門及び特別に債権管理を行う部門がそれぞれに管理回収業務の実績を向上させるために一層の連携強化を図り、効率的な業務の実施に努める。</p> <p>・保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うための「事業者再生支援委員会」を活用し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援する。</p> <p>・役員会で組織体制・人員配置の見直しについて定期的な協議を行う。</p> <p>③審査の厳格化を図るため、理事長以下を構成員とする審査委員会において、保証及び融資に係る全申込案件を審査する。</p> <p>④コスト縮減を図る観点から、民間金融機関との情報共有に際しての統一電子フォーマットについて、更なる活用を図る。</p> <p>⑤金融機関としての質的向上を図るために、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用し年間4名以上の職員研修を行う。</p>	3	<ul style="list-style-type: none"> ●効率的な業務運営に資するため、独立行政法人化時点で定員削減を行っており、引き続き、削減後の定員を維持している。 ○定員削減の状況（独立行政法人化時点[平成16年10月]） 23名→21名（△2名） ●業務課・管理課において、回収計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行っている。 ●平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、29事業者に対して経営維持・安定、事業再生を積極的に支援している。 (29事業者中9事業者がランクアップ) ●効率的な業務の実施を図るため、組織体制・人員配置について役員会で協議を行い、人事異動等への反映を行っている。 ●審査の厳格化を図るため、全案件を審査委員会で審議している。 ○審議案件(20年4月～21年3月) 保証：121件 融資：113件 計：234件 ●効率的な業務運営に資するため、引き続き、金融機関（奄美大島信用金庫、奄美信用組合、鹿児島銀行、南日本銀行）から保証付融資の情報を毎月、電子ファイルにより報告を受け、電算入力事務の一層の省力化及び延滞保証債務の早期把握・解消に活用し、期中管理事務の強化に努めている。 ●職員の資質向上を図るため、年間延べ20名の通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。 また、研修結果については資料及びレポート等により各課職員への周知を行っている。 	

⑥奄美基金内部に設置した横断的な業務の評価・点検チームにて業務運営全般の協議を原則として毎月20日に行う。また、必要に応じて有識者を活用しつつ、自己評価を行う。

- ①きんざい通信講座（平成20年7月～）
【3ヶ月コース】
○テーマ：3ヶ月マスター財務コース、3ヶ月マスター税務コース、債権管理・回収実践対策講座、実践活用会社法講座
○受研者：業務課1名、管理課3名、出先事務所2名
- 【4ヶ月コース】
○テーマ：新入行員基礎コース、中小企業の信用調査講座、不動産知識講座、事業再生講座、融資実務コース
○受研者：業務課5名、管理課1名
- ②顧問弁護士との判例に基づいた債権回収の方法等の研修（平成20年7月10日、平成20年9月8日）
○テーマ：不動産相続人の1人が受刑者の場合の対処方法、保証人が公務員の場合の対処方法、土地のみの競売の建物所有者への対処方法、法人の代表者が死亡していた場合の対処方法等
○受研者：業務課1名、管理課2名
- ③CRD協会研修（平成20年8月20日）
○テーマ：基金利用者と全国、鹿児島県利用者との比較、MSS（中小企業経営診断システム）の利用方法等
○受研者：総務企画課1名、業務課3名
- ④鹿児島地方法務局管内訴訟事務担当者研修（平成20年10月29日）
○テーマ：民事訴訟法、法律意見照会制度について
○受研者：管理課1名
- 独立行政法人化時点において奄美基金内部に設置した業務の評価・点検チームにより、業務運営体制等の協議を延べ20回行い、その結果、次のとおり保証業務においては一般保証の農業組合等に係る限度額の引き下げ（※1）、融資業務においては、融資メニューの特化及び重点化等（※2）についての対応を行っている。
(※1)
○民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等の観点から、責任共有制度等による保証のカバー率の引き下げ及び一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額の見直しを行っている（4億円→2.3億円／平成21年4月より実施）。
※保証のカバー率の引き下げについては、平成19年11月から金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を導入して引き続き対応している。
(※2)
○「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び平成21年度以降の奄美群島の在り方に関する奄美群島振興開発審議会からの意見具申（平成20年6月25日）を踏まえ、民間金融機関では対応できないメニューへの特化、平成21年度以降の奄美群島の振興において重要と位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点から検討を行い、以下のとおり融資メニュー等の改正を図っている（平成21年4月より実施）。
・一般農業振興資金、林業振興資金を統合し、農・林業振興資金を創設。自立経営農家育成資金については廃止。
・観光関連産業振興資金の貸付期間の延長（10年→15年）及び融資限度額の引き上げ（48百万円→70百万円）

⑦監事監査・会計監査人監査の充実、コンプライアンス・マニュアルの作成・配布、内部検査の強化・計画的実施等により、実効ある業務実施体制の構築を図る。

- 円)。
- ・地域資源等振興資金に大島紬業等特產品振興資金の貸付対象事業である大島紬業、黒糖焼酎業を追加・統合。大島紬等特產品振興資金については廃止。
 - ・短期運転資金の貸付対象について、農林水産業、大島紬業以外は廃止。
 - ・地域活性化・雇用促進資金（貸付期限：15年、融資限度額：70百万円）の創設。

- 監事による業務運営状況及び役員の職務執行状況等に対する監査、会計監査人による財務諸表等に対する監査は適切に行われている。
- 実効ある業務実施体制の構築を図るため、コンプライアンス・マニュアルを作成・配布（20年11月）し、「コンプライアンス委員会」（開催回数：7回）を活用するとともに、役職員へ関係資料を配付すること等により周知徹底を図っている。また、内部検査規程に基づき、出先事務所等に対する内部検査（20年9月、10月及び21年1月）を実施している。

項目		評定結果	評定理由	意見																																	
中期計画	平成20年度計画																																				
<p>(2) 一般管理費の削減 一般管理費について、中期目標期間の最後の事業年度において、特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で13%以上に相当する額を削減するため、以下の措置を講じる。 ・給与、諸手当の見直し ・物件費の抑制と効果的な運用等 なお、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、中期目標期間の最後の事業年度において、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。</p>	<p>(2) 一般管理費の削減 一般管理費について、以下の措置を講じ、特殊法人時の最終年度（平成15年度）比で13%以上に相当する額を削減する。 なお、人件費（退職手当等を除く。）については、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、平成17年度比で3%以上に相当する額を削減するとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。 ・本部職員については、特地勤務手当を廃止する。（⑯12%、⑰9%、⑱6%、⑲3%、⑳廃止） ・業務課、管理課の連携により信用調査、延滞債権督促事務を併せて対応する等出張体制の合理化により旅費の抑制を図る。 ・年度全体の支出計画を基に毎月、四半期毎の支出計画を作成し支出管理担当者により、計画と実績について毎月、役員会に報告し協議を行う。</p>	4	<p>●一般管理費については、国家公務員の給与構造改革等を踏まえた給与改定及び本部職員の特地勤務手当の廃止、効率的な出張を行うための体制の見直し等により、年度計画（対15年度計画比で13%以上削減）を上回り21.7%の削減となっている。なお、総人件費改革の取組については、年度計画（対17年度比で3%以上に相当する額を削減）を大幅に上回り13.6%の削減となっている。</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>15計画(A)</th> <th>20計画(B)</th> <th>B/A-1 (対15計)</th> <th>20実績(C)</th> <th>C/A-1 (対15計)</th> <th>C/B-1 (対20計)</th> <th>19実績(D) (参考)</th> <th>C/D-1 (対19実)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>285</td> <td>246</td> <td>△13.6 (△39)</td> <td>224</td> <td>△21.7 (△62)</td> <td>△9.4 (△23)</td> <td>233</td> <td>△4.2 (△9)</td> </tr> </tbody> </table> <p>《総人件費改革の取組状況》 (単位：百万円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>基準年度 (17年度)</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人件費支給額</td> <td>152</td> <td>151</td> <td>140</td> <td>131</td> </tr> <tr> <td>削減率</td> <td>△</td> <td>△0.7</td> <td>△8.0</td> <td>△13.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>【これまで講じた給与の見直し等】(注)が20年度の見直し等</p> <ul style="list-style-type: none"> (役員の俸給月額) <p>理事長：784千円(15計画)→775千円(独法前) →697千円(独法後)※経営改善策 (△78千円／△10.1%) →694千円(17年12月)※人事院勧告 (△3千円／△0.43%)</p> <p>理事：640千円(15計画)→633千円(独法前) →569千円(独法後)※経営改善策 (△64千円／△10.1%) →567千円(17年12月)※人事院勧告 (△2千円／△0.35%)</p> (役員の特地勤務手当) <p>俸給月額×12%(15計画、独法前)→廃止(独法後) ※経営改善策</p> (役員の特別手当) <p>支給率：3.50月(15計画)→3.30月(独法前) →3.35月(17年度)※人事院勧告(+0.05月)</p> (職員給与) <p>職員俸給表の改定：平均改定率△0.32%(17年12月) ※人事院勧告</p> <p>職員俸給表の見直し：平均改定率△4.8%(18年4月) ※人事院勧告 勤務成績に基づく昇給制度の導入 (18年4月)※人事院勧告</p> (職員諸手当) <p>扶養手当：配偶者 14,000円(15計画)</p> 		15計画(A)	20計画(B)	B/A-1 (対15計)	20実績(C)	C/A-1 (対15計)	C/B-1 (対20計)	19実績(D) (参考)	C/D-1 (対19実)	一般管理費	285	246	△13.6 (△39)	224	△21.7 (△62)	△9.4 (△23)	233	△4.2 (△9)		基準年度 (17年度)	18年度	19年度	20年度	人件費支給額	152	151	140	131	削減率	△	△0.7	△8.0	△13.6	
	15計画(A)	20計画(B)	B/A-1 (対15計)	20実績(C)	C/A-1 (対15計)	C/B-1 (対20計)	19実績(D) (参考)	C/D-1 (対19実)																													
一般管理費	285	246	△13.6 (△39)	224	△21.7 (△62)	△9.4 (△23)	233	△4.2 (△9)																													
	基準年度 (17年度)	18年度	19年度	20年度																																	
人件費支給額	152	151	140	131																																	
削減率	△	△0.7	△8.0	△13.6																																	

→ 13, 500円（独法前）
 → 13, 000円（17年12月）
 ※人事院勧告（△500円）
 : 3人目以降の子等 5, 000円（改正前）
 → 6, 000円（19年4月）
 ※人事院勧告（配偶者以外の扶養親族
である子等と同額、+1,000円）
 : 配偶者以外の扶養親族である子等
 6, 000円（改正前）
 → 6, 500円（20年3月）
 ※人事院勧告（+500円）

管理職手当：本俸月額の16%以内（改正前）
 → 定額化（19年4月）※人事院勧告
 : 中期計画期間中の20年度までは20%カット
 ※経営改善策
 地域手当：既受給者の異動に伴う支給措置の廃止
 （19年4月）※経営改善策

(職員の特別手当)
 支給率：4.65月（15計画）→4.40月（独法前）
 →4.45月（17年度）※人事院勧告（+0.05月）

(本部職員の特地勤務手当)
 債給月額×12%（15計画、独法前）→債給月額×9%（17年度）
 ※経営改善策
 →債給月額×6%（18年度）
 ※経営改善策
 →債給月額×3%（19年度）
 ※経営改善策
 →廃止（20年度）
 ※経営改善策

[参考]平成20年度役職員の報酬・給与等公表資料より

【対国家公務員ラスパイレス指数（事務・技術）】

○指数の推移

	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
指数	113.7	108.5	106.0	101.2	101.4

○国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由

当基金は、奄美群島内の事業者に対する債務保証及び融資の業務を行っており、金融に関する専門性の高い業務を行っていることから、高学歴（大学卒）の職員の割合（国が49.1%であるのに対し77.8%）が高い。

注1：国の高学歴（大学卒）の職員の割合は「平成20年度国家公務員給与等実態調査」行政職（一）より算出。

注2：当基金の高学歴（大学卒）の職員数は平成21年4月1日現在、14名（職員18名）である。

○給与水準の適切性の検証

- ・国からの財政支出について
 - 支出予算の総額に占める国からの財政支出割合 8.7%
 - 国からの財政支出額（出資金）：300,000千円
 - 支出予算の総額：3,467,341千円（平成20年度予算）

（検証結果）

保証業務において、保証基金の造成による基本財産の充実

を図るため、国からの出資金を受け入れている。

・累積欠損額について

累積欠損額 4,886,487千円（平成19年度決算）
(検証結果)

当基金は、奄美群島内の中小零細事業者を対象に債務保証及び融資業務を行っており、累積欠損額は、自己査定結果及び引当基準に基づき適切に引当金を計上したこと等によるものであるが、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるなど一般管理費の削減等により、その削減に努めている。

○講ずる措置

(平成22年度に見込まれる対国家公務員指数)

年齢勘案 97.6、年齢・地域・学歴勘案 103.8
(具体的な改善策)

「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度以降5年間において国家公務員に準じた人件費削減を行うとともに、国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。さらに「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を平成23年度まで継続する。

※以下の措置を講じ、平成22年度において、平成17年度比△5%（年間1%程度削減）、更に人件費改革を23年度まで継続することにより平成17年度比△6%（同ベース）とする。

・管理職手当について、20%削減を維持する。

・定期昇給等の見直しを行う。

(給与水準是正の目標水準及び具体的期限)

「平成22年度に見込まれる対国家公務員指数（年齢勘案、年齢・地域・学歴勘案）」を目標とする。

(旅費)

12百万円(15計画)→9百万円(17実績)

(対15計画△3百万円／△29.0%)

→7百万円(18実績)

(対15計画△5百万円／△37.9%)

→7百万円(19実績)

(対15計画△5百万円／△38.0%)

→9百万円(20実績)

(対15計画△3百万円／△22.2%)

○支出管理担当者を総務企画課長と定め、毎月の役員会等に予算執行状況を報告し、協議を行っている。

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画			
(1) 保証業務 奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。 ①事務処理の迅速化 現在、事業者の申し込みから債務保証承諾決定までに平均8日（平成15年度実績）を要しているが、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等を行う。 標準処理期間 6日	(1) 保証業務 奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。 ①事務処理の迅速化 標準処理期間を6日に設定し、以下の措置を講じること等により事務処理を迅速化し、引き続きその期間内に案件の8割以上を処理する。 <ul style="list-style-type: none">・審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。・関係金融機関と群島内事業者の業況等について隨時情報交換を行う。・申込事業者の財務諸表分析等について中小企業信用情報データベースシステムを活用する。	4	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準処理期間内に処理を行った割合は、91.0%となっている。引き続き、スムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 ● 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。（P2記載事項再掲） ○きんざい通信講座（平成20年7月～） 【3ヶ月コース】<ul style="list-style-type: none">・テーマ：3ヶ月マスター財務コース、3ヶ月マスター税務コース、債権管理・回収実践対策講座、実践活用会社法講座・受研者：業務課1名、管理課3名、出先事務所2名 【4ヶ月コース】<ul style="list-style-type: none">・テーマ：新入行員基礎コース、中小企業の信用調査講座、不動産知識講座、事業再生講座、融資実務コース・受研者：業務課5名、管理課1名 ○C R D 協会研修（平成20年8月20日）<ul style="list-style-type: none">・テーマ：基金利用者と全国、鹿児島県利用者との比較、M S S（中小企業経営診断システム）の利用方法等・受研者：総務企画課1名、業務課3名● 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を隨時行っている。（56回） ● 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているC R D 協会の担当者との情報交換を行っている。 	
②適切な保証条件の設定 保証料率をはじめとする保証条件について、業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、新たな資金需要等を勘案した条件設定を行う。 また、台風常襲地帯である等の自然的特性を踏まえて設けられている激甚災害等保証については、上記に加え、	②適切な保証条件の設定 適切な保証条件の設定を行うため、以下の施策に取り組む。 イ 保証限度額及び民間金融機関との適切なリスク分担の在り方等について、保証のカバー率を引き下げる等の方向で見直しを行う。	3	<ul style="list-style-type: none"> ● 民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等の観点から、責任共有制度等による保証のカバー率の引き下げ及び一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額の見直しを行っている（4億円→2.3億円／平成21年4月より実施）。 ※保証のカバー率の引き下げについては、平成19年11月 	

近年の災害状況等も踏まえながら、条件設定を行う。

なお、保証条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う保証制度の状況等を勘査し、適時適切な条件設定の見直しを行う。

さらに、地方公共団体が設定する制度保証について、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の状況を踏まえつつ、新たな産業育成に資する新規制度の創設及び既存制度の改善等について地方公共団体と定期的な会議を開催する等連携して取り組んでいく。

- 信用保証協会等他の保証機関の保証料率、保証限度等の保証条件について、調査、資料の収集・整理等を行い、奄美基金の保証条件との比較検討を行う。また、奄美基金独自の保証料率設定について検討等を行う。

ハ 引き続き、鹿児島県が開催する「中小企業融資制度研究会」等制度資金関係会議に出席し、鹿児島県が設定する制度保証について、新規制度の創設及び既存制度の改善等について協議を行う。

二 奄美基金において、商工会の経営指導員等を構成員とする保証業務関係者会議を開催し、保証条件、各地域の保証需要についての意見徴求を行う。

木 上記の結果を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切なものであるかどうか評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う等必要に応じて保証料率を始めとする保証条件の見直しを行う。

から金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を導入して引き続き対応している。

- 国の緊急総合対策として全国の信用保証協会において導入された「セーフティネット保証」についての検討を行い、県信用保証協会及び鹿児島県との協議を通じ、奄美群島地域における同制度の受付窓口を奄美基金に設置している。

(受付窓口設置：平成20年9月24日)

(平成20年度申込受付実績：239件 4,518百万円)

※セーフティネット保証

取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻、業況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し金融円滑化を図るための保証制度。

- 保証料率については、一般保証で、利用者のリスクに見合った保証料率体系の導入を図ったが、地域内経済情勢の悪化等を踏まえ利用者負担の軽減を図るため、県信用保証協会の保証料率体系同様の水準に引き下げ対応を行っている。
※なお、制度保証については、鹿児島県が事業者を支援する目的で融資要綱を策定し事業者に対しては保証料率・融資利率の引き下げ、また、県信用保証協会及び奄美基金に対しては、保証料率の補助や損失補償の手当がなされていることから、引き続き県信用保証協会と同様の運用を行うこととしている。

- 鹿児島県主催の「中小企業融資制度研究会」へ出席し、新規制度及び既存制度の見直し等について協議を行っている。

○開催日：20年8月28日

○出席者：鹿児島県内金融機関、信用保証協会、商工会議所連合会、商工会連合会、奄美基金 等

○テーマ：県制度融資の実績について
県融資制度の運用・課題等について

- 奄美基金主催の「保証業務関係者会議」を開催し、既存の保証条件、地元の保証需要について、意見の聴取・交換等を行っている。

○開催回数：10回

○出席者：金融機関担当者、商工会担当者等

○テーマ：保証業務の概要、実績状況、保証制度の周知、基金に対する要望等

- 以上の協議等を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切であるかどうか内部で検討し、平成20年度及び平成21年4月からの保証制度等の改善に活かしている。

(主な改正内容)

① 「経済対策特別資金」（鹿児島県保証制度）の創設
・原油・原材料価格の高騰や仕入価格の高騰を価格転嫁できていない中小企業者の資金繰りを支援する（平成20年11月18日創設。取扱期間：平成22年3月31日まで）。

※融資対象者は、1年以上事業を行っている中小企業者及び組合で、中小企業信用保証法第2条第4項第5号（不況業種）に該当する特定中小企業者

② 「かごしま産業おこし資金」（鹿児島県保証制度）の創設
・鹿児島県の重点施策である「戦略的な産業おこし」の分野においては、自動車関連産業、電子関連産業及び食品関連産業が次世代の基幹産業として位置付けられている。このため、「自動車関連企業活力資金」の融資対象

業種を拡大し、融資条件を拡充した資金を創設し、これらの産業に参入している中小企業者や参入しようとする中小企業者を金融面から支援し、これらの産業の自立的発展を促進し、地域経済の活性化を図る（平成21年4月1日創設）。

※融資対象者は、県内で1年以上事業を行っている中小企業者及び組合で、電子関連産業、自動車関連産業及び食品関連産業における取引の拡大又はこれらの産業への参入を図ろうとするもの

③一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額の引き下げ

- ・民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等の観点から、一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額を4億円から2・3億円に引き下げている（平成21年4月1日改正）。

項目		評定結果	評定理由	意見
中期計画	平成20年度計画			
(2) 融資業務 奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。 ①事務処理の迅速化 現在、事業者の申し込みから融資決定までに平均11日（平成15年度実績）を要しているが、利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、その期間内に案件の8割以上を処理するため、審査能力の向上、関係金融機関との情報交換、中小企業信用情報データベースシステムの活用等を行う。 標準処理期間 9日	(2) 融資業務 奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。 ①事務処理の迅速化 標準処理期間を9日に設定し、以下の措置を講じること等により、その期間内に案件の8割以上を処理する。 <ul style="list-style-type: none">・審査能力の向上を図るため、外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。 <ul style="list-style-type: none">・関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。・申込事業者の財務諸表分析等について、中小企業信用情報データベースシステムを活用する。	4	<ul style="list-style-type: none"> ● 標準処理期間内に処理を行った割合は、92.6%となっている。引き続きスムーズな処理が行われるよう、関係機関に対して、受付前の事前協議を徹底するよう周知徹底を図っている。 ● 職員の審査能力の向上を図るため、通信講座の受講及び外部機関の研修を行っている。（P2記載事項再掲） ○きんざい通信講座（平成20年7月～） 【3ヶ月コース】<ul style="list-style-type: none">・テーマ：3ヶ月マスター財務コース、3ヶ月マスター税務コース、債権管理・回収実践対策講座、実践活用会社法講座・受研者：業務課1名、管理課3名、出先事務所2名 【4ヶ月コース】<ul style="list-style-type: none">・テーマ：新入行員基礎コース、中小企業の信用調査講座、不動産知識講座、事業再生講座、融資実務コース・受研者：業務課5名、管理課1名 ○C R D 協会研修（平成20年8月20日）<ul style="list-style-type: none">・テーマ：基金利用者と全国、鹿児島県利用者との比較、M S S（中小企業経営診断システム）の利用方法等・受研者：総務企画課1名、業務課3名● 群島内事業者の業況及び大口の利用者を中心に関係金融機関との情報交換を随時行っている。（43回） ● 中小企業信用情報データベースシステムを活用し、申込事業者の財務諸表の分析を客観的、かつ、迅速に行っている。また、システムの一層の活用を図るため、データベースの運用を行っているC R D 協会の担当者との情報交換を行っている。 	
②適切な貸付条件の設定 現在、10種類の貸付メニューを設定し、奄美群島の産業特性を踏まえた貸付金利、償還方法等を定めているところであるが、既存メニューの利用状況や業務運営に必要なコストを踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の資金需要、市中金利等を勘案した条件設定を行う。 なお、融資条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の	②適切な貸付条件の設定 適切な貸付条件の設定を行うため、以下の事項に取り組むこととする。 イ 利用頻度の少ない、又は一般金融機関でも十分対応可能な融資メニュー等について、廃止、縮小、統合等を含め検討を行う。なお、短期運転資金については、特に奄美群島の振興開発に必要なものに限定する方向で検討を行う。	3	<ul style="list-style-type: none"> ● 「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び平成21年度以降の奄美群島の在り方に関する奄美群島振興開発審議会からの意見具申（平成20年6月25日）を踏まえ、民間金融機関では対応できないメニューへの特化、平成21年度以降の奄美群島の振興において重要な位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点から検討を行い、以下のとおり融資メニュー等の改正を図っている。（平成21年4月より実施）。<ul style="list-style-type: none">・一般農業振興資金、林業振興資金を統合し、農・林業振興 	

状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。

□ 政府系金融機関等他の融資機関の貸付利率、貸付限度等の貸付条件について、調査、資料の収集・整理等を行い奄美基金の制度との比較検討を行う。

ハ 奄美基金において、各市町村の産業関係課を構成員とする融資業務関係者会議を開催し貸付条件、各地域の資金需要についての意見徴求を行う。

二 上記の結果を踏まえ、現在の貸付条件の設定が適切なものであるかどうか評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う等必要に応じて貸付対象事業、貸付利率等を始めとする貸付条件の見直しを行う。

資金を創設。自立経営農家育成資金については廃止。

- ・観光関連産業振興資金の貸付期間の延長（10年→15年）及び融資限度額の引き上げ（48百万円→70百万円）。
- ・地域資源等振興資金に大島紬業等特產品振興資金の貸付対象事業である、大島紬業、黒糖焼酎業を追加・統合。大島紬等特產品振興資金については廃止。
- ・短期運転資金の貸付対象について、農林水産業、大島紬業以外は廃止。
- ・地域活性化・雇用促進資金（貸付期限：15年、融資限度額：70百万円）の創設。

● 奄美基金の貸付金利について、第一次産業は株式会社日本政策金融公庫（農林水産事業）、第二次・三次産業は株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）に準じて設定しているため、毎月、同公庫の金利情報を入手し、適切な金利設定に努めている。

※株式会社日本政策金融公庫は、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国民生活金融公庫、国際協力銀行（国際金融等業務）が統合し、平成20年10月1日に設立。

● 奄美基金の収支状況を総体的に改善するため、引き続きリスク区分に応じた段階的な金利設定を行っている。

● 奄美基金主催の「融資業務関係者会議」を開催し、既存の融資条件、地元の融資需要について意見の聴取・交換等を行っている。

○開催回数：12回

○出席者：市町村担当者、金融機関担当者等

○テーマ：融資業務の概要、実績状況、制度及び手続き等の周知、基金に対する要望等

● 以上の対応等を含め、現在の融資制度並びに融資条件等の設定が適切であるかどうか内部で検討を行い、以下の改正に活かしている。

○「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）及び平成21年度以降の奄美群島の在り方に関する奄美群島振興開発審議会からの意見具申（平成20年6月25日）を踏まえ、民間金融機関では対応できないメニューへの特化、平成21年度以降の奄美群島の振興において重要と位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点から以下のとおり検討を行い、融資メニュー等の改正を図っている。（平成21年4月より実施）。

- ・一般農業振興資金、林業振興資金を統合し、農・林業振興資金を創設。自立経営農家育成資金については廃止。
- ・観光関連産業振興資金の貸付期間の延長（10年→15年）及び融資限度額の引き上げ（48百万円→70百万円）。
- ・地域資源等振興資金に大島紬業等特產品振興資金の貸付対象事業である、大島紬業、黒糖焼酎業を追加・統合。大島紬等特產品振興資金については廃止。
- ・短期運転資金の貸付対象について、農林水産業、大島紬業以外は廃止。
- ・地域活性化・雇用促進資金（貸付期限：15年、融資限度額：70百万円）の創設

項目		評定結果	評定理由	意見																																				
中期計画	平成20年度計画																																							
(3) 保証業務、融資業務共通事項 ①利用者に対する情報提供 奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金の財務内容に関する情報を分かりやすく提供する。 これらの情報については、原則として、発表と同日中に窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載するものとする。 また、地元市町村広報誌等を活用することにより情報提供の充実を図る。	(3) 保証業務、融資業務共通事項 ①利用者に対する情報提供 利用者に対し、奄美基金の財務内容に関する情報、業務の紹介等をわかりやすく提供するため、ホームページの構成、掲載事項等について見直しを行う。 また、窓口において提供する情報についても利用者の利便性等を考慮し、充実を図る。 情報提供に当たっては、原則として、発表と同日中に、窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載する。 また、新規情報について、地元市町村の広報誌等へ随時掲載を行う。	3	<ul style="list-style-type: none"> ● 利用者や関係機関の利便性を踏まえ、ホームページ情報提供の総点検を実施し、各課との連携を密にすることにより情報提供管理の徹底を図るとともに、引き続き、本部及び出先事務所の窓口や応接室に業務概要、財務諸表等の資料を備え付けることにより、利用者や来客者に対し、分かりやすく情報を提供するよう努めている。 ● 貸付金利の変更については、適用日と同日に奄美基金のホームページへ掲載し、財務諸表等その他の情報については、窓口備え付けやホームページへの掲載等を発表と同日に行うよう努めている。 ○ 窓口ではすべて同日備え付けを行っている。また、ホームページへの同日掲載は93.8%となっている。 ● 財務諸表、貸付金利等の新規情報については、ホームページへ掲載等しているところであるが、群島内事業者の奄美基金の利用促進を一層図るため、融資メニュー等について、地元市町村に対して広報・周知を依頼し、11市町村の広報誌に掲載されている。(19事業年度は9市町) <p>○ 広報誌掲載市町村名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>市町村</th> <th>掲載月</th> <th>広報誌</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奄美市</td> <td>3月号</td> <td>広報奄美市だより</td> </tr> <tr> <td>宇検村</td> <td>3月号</td> <td>広報うけん</td> </tr> <tr> <td>瀬戸内町</td> <td>2月号</td> <td>広報せとうち</td> </tr> <tr> <td>龍郷町</td> <td>2月号</td> <td>広報たつごう</td> </tr> <tr> <td>喜界町</td> <td>2月号</td> <td>広報きかい</td> </tr> <tr> <td>徳之島町</td> <td>1月号</td> <td>広報とくのしま</td> </tr> <tr> <td>天城町</td> <td>12月号</td> <td>広報あまぎ</td> </tr> <tr> <td>伊仙町</td> <td>3月号</td> <td>広報いせん</td> </tr> <tr> <td>和泊町</td> <td>2月号</td> <td>広報わどまり</td> </tr> <tr> <td>知名町</td> <td>2月号</td> <td>広報ちな</td> </tr> <tr> <td>与論町</td> <td>3月号</td> <td>広報よろん</td> </tr> </tbody> </table>	市町村	掲載月	広報誌	奄美市	3月号	広報奄美市だより	宇検村	3月号	広報うけん	瀬戸内町	2月号	広報せとうち	龍郷町	2月号	広報たつごう	喜界町	2月号	広報きかい	徳之島町	1月号	広報とくのしま	天城町	12月号	広報あまぎ	伊仙町	3月号	広報いせん	和泊町	2月号	広報わどまり	知名町	2月号	広報ちな	与論町	3月号	広報よろん	
市町村	掲載月	広報誌																																						
奄美市	3月号	広報奄美市だより																																						
宇検村	3月号	広報うけん																																						
瀬戸内町	2月号	広報せとうち																																						
龍郷町	2月号	広報たつごう																																						
喜界町	2月号	広報きかい																																						
徳之島町	1月号	広報とくのしま																																						
天城町	12月号	広報あまぎ																																						
伊仙町	3月号	広報いせん																																						
和泊町	2月号	広報わどまり																																						
知名町	2月号	広報ちな																																						
与論町	3月号	広報よろん																																						
②利用者ニーズの把握及び業務への反映 資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施(年4回実施)や奄美基金のホームページを活用した電子メールでの意見・質問受付け等を行い、その結果を業務に反映させる。	②利用者ニーズの把握及び業務への反映 イ 奄美基金の果たすべき役割、群島内事業者の状況、近年の利用実績の分析等を踏まえ、民間金融機関等で対応できない、又は奄美基金が行う方が効果的・効率的なメニューや案件に特化することとし、それ以外のメニュー等については、廃止する。	3	<ul style="list-style-type: none"> ● 「独立行政法人整理合理化計画」(平成19年12月24日閣議決定)及び平成21年度以降の奄美群島の在り方にに関する奄美群島振興開発審議会からの意見具申(平成20年6月25日)を踏まえ、民間金融機関では対応できないメニューへの特化、平成21年度以降の奄美群島の振興において重要な位置づけられる産業向け資金への重点化等の観点に、利用者ニーズ等も加えた検討を行い、以下のとおり融資メニュー等の改正を図っている(平成21年4月より実施)。 <ul style="list-style-type: none"> ・一般農業振興資金、林業振興資金を統合し、農・林業振興資金を創設。自立経営農家育成資金については廃止。 ・観光関連産業振興資金の貸付期間の延長(10年→15年)及び融資限度額の引き上げ(48百万円→70百万円)。 ・地域資源等振興資金に大島紬業等特産品振興資金の貸付対象事業である、大島紬業、黒糖焼酎業を追加・統合。大島 																																					

□ 資金需要等に関する利用者ニーズを把握するため、業況、設備投資計画、資金調達方法等を調査項目とする定期的なアンケート調査を4回実施し、結果を業務に反映させるため評価・点検チームで検討を行い、役員会に報告及び協議を行う。
また、奄美基金の業務内容の周知を一層図るとともに利用者の資金需要を詳細に把握するため出先事務所のない地域を中心に資金説明会、意見交換会を4回開催する。

紬等特産品振興資金については廃止。

- ・短期運転資金の貸付対象について、農林水産業、大島紬業以外は廃止。
- ・地域活性化・雇用促進資金（貸付期限：15年、融資限度額：70百万円）の創設
- ・一般保証の農業協同組合、水産業協同組合、中小企業等協同組合及び協同組合に係る限度額の引き下げ（4億円→2.3億円）。

● 利用者ニーズ等を把握するため、アンケートを4回実施している。

○ 実施年月：20年6月、20年9月、20年12月、21年3月

調査先計：99件

※寄せられた具体的な意見は次のとおり

- ・対象業種（事業）の拡大
- ・保証、融資条件の緩和
- ・貸付金利の引き下げ
- ・債務一本化資金の創設
- ・提出資料の簡素化
- ・無保証人融資制度の創設

※上記アンケート結果については、21年度以降引き続き「評価・点検チーム」で協議・検討を行い適切な保証・融資条件の設定に繋げていくこととしている。

● 奄美基金の業務内容の周知及び資金需要の詳細な把握に資するため、資金説明会等を実施している。

○ 開催回数：12回

○ 出席者：金融機関及び市町村担当者、事業者の方々

○ テーマ：奄美基金業務の概要、保証及び融資制度の周知、利用にあたっての手続き等

項目		評定結果	評定理由	意見																																																																																																															
中期計画	平成20年度計画																																																																																																																		
3. 予算、収支計画及び資金計画	3. 予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画																																																																																																																		
(1) 財務内容の改善 財務の健全化を図るため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定の上、累積欠損金の解消に向け、当該計画を着実に実行する。	(1) 財務内容の改善 ①保証業務について、以下の具体的な取組みを内容に含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、求償権回収率を8.2%以上（過去5年（11年度から15年度）の平均8.2%）に向上させること等により20年度末におけるリスク管理債権の割合を29.6%（平成15年度実績）以下に抑制する（15年度末実績5,521百万円、16年度末実績5,167百万円、17年度末実績5,425百万円、18年度末実績4,860百万円を19年度末見込4,221百万円に削減し、更に20年度末試算では3,407百万円以下に削減する）。 (具体的な取組み) ・中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査 ・保証付き融資と金融機関独自融資の併用促進による事業者の自立化支援とリスクの分散 ・審査委員会の活用 ・保証先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング ・法的回収の強化と効果的な対応 ・融資実施金融機関との合同督促の強化 ・督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用 ・責任共有制度によるリスク分散 ・事業者に対する経営及び再生支援の実施・フォローアップ (新たな取組み) ・リスクを勘案した保証条件の見直し	1	●更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調して事業者の経営・再生支援等を行う等リスク管理債権の抑制に努めている。 上記の取り組みや再生支援の効果により債権の正常化が図られたこと、回収不能となった求償権償却処理（507百万円）を実施したこと等により、リスク管理債権は、昨年度に比して215百万円減少したが、建設業の業況悪化、小売業の売上不振等を受けて新規リスク管理債権の発生（544百万円）が増加したこと等から、計画に比して1,225百万円増加している。 また、リスク管理債権の回収率は、担保物件の処分等による回収に努めたものの回収額（253百万円）が昨年度を下回ったこと等により3.8%（昨年度並み）となり、計画に比して4.4ポイント下回ったほか、リスク管理債権の割合については、保証債務残高等の減少により昨年度に比して4.9ポイント、計画に比して17.1ポイント上回っている。																																																																																																																
			【計画と実績との比較】																																																																																																																
			(単位：百万円、%)																																																																																																																
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">15年度</th> <th colspan="2">16年度</th> <th colspan="2">17年度</th> <th colspan="2">18年度</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(A)</th> <th>計画</th> <th>実績(B)</th> <th>計画</th> <th>実績(C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td> <td>5,521</td> <td>5,184</td> <td>5,167</td> <td>4,873</td> <td>5,425</td> <td>4,541</td> <td>4,860</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>18,680</td> <td>17,609</td> <td>16,288</td> <td>16,814</td> <td>14,041</td> <td>16,381</td> <td>12,332</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 割 合</td> <td>29.6</td> <td>29.4</td> <td>31.7</td> <td>29.0</td> <td>38.6</td> <td>27.7</td> <td>39.4</td> </tr> <tr> <td>求 償 権 回 収 率</td> <td>6.9</td> <td>10.0</td> <td>8.7</td> <td>10.5</td> <td>4.2</td> <td>11.0</td> <td>5.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">19年度</th> <th colspan="2">20年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績(D)</th> <th>計画(E)</th> <th>実績(F)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td> <td>4,221</td> <td>4,847</td> <td>3,407</td> <td>4,632</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>16,017</td> <td>11,598</td> <td>11,509</td> <td>9,914</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 割 合</td> <td>26.4</td> <td>41.8</td> <td>29.6</td> <td>46.7</td> </tr> <tr> <td>求 償 権 回 収 率</td> <td>11.5</td> <td>3.8</td> <td>8.2</td> <td>3.8</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th>対16実績(F-A)</th> <th>対17実績(F-B)</th> <th>対18実績(F-C)</th> <th>対20実績(F-D)</th> <th>対20計画(F-E)</th> </tr> <tr> <th>△ 535</th> <th>△ 793</th> <th>△ 228</th> <th>△ 215</th> <th>1,225</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権</td> <td>△ 535</td> <td>△ 793</td> <td>△ 228</td> <td>△ 215</td> <td>1,225</td> </tr> <tr> <td>総残高(保証債務+求償権)</td> <td>△ 6,374</td> <td>△ 4,127</td> <td>△ 2,418</td> <td>△ 1,684</td> <td>△ 1,595</td> </tr> <tr> <td>リス ク 管 理 債 権 割 合</td> <td>+ 15.0</td> <td>+ 8.1</td> <td>+ 7.3</td> <td>+ 4.9</td> <td>+ 17.1</td> </tr> <tr> <td>求 償 権 回 収 率</td> <td>△ 4.9</td> <td>△ 0.4</td> <td>△ 1.4</td> <td>0.0</td> <td>△ 4.4</td> </tr> </tbody> </table>		15年度		16年度		17年度		18年度		実績	計画	実績(A)	計画	実績(B)	計画	実績(C)	リス ク 管 理 債 権	5,521	5,184	5,167	4,873	5,425	4,541	4,860	総残高(保証債務+求償権)	18,680	17,609	16,288	16,814	14,041	16,381	12,332	リス ク 管 理 債 権 割 合	29.6	29.4	31.7	29.0	38.6	27.7	39.4	求 償 権 回 収 率	6.9	10.0	8.7	10.5	4.2	11.0	5.2		19年度		20年度		計画	実績(D)	計画(E)	実績(F)	リス ク 管 理 債 権	4,221	4,847	3,407	4,632	総残高(保証債務+求償権)	16,017	11,598	11,509	9,914	リス ク 管 理 債 権 割 合	26.4	41.8	29.6	46.7	求 償 権 回 収 率	11.5	3.8	8.2	3.8		対16実績(F-A)	対17実績(F-B)	対18実績(F-C)	対20実績(F-D)	対20計画(F-E)	△ 535	△ 793	△ 228	△ 215	1,225	リス ク 管 理 債 権	△ 535	△ 793	△ 228	△ 215	1,225	総残高(保証債務+求償権)	△ 6,374	△ 4,127	△ 2,418	△ 1,684	△ 1,595	リス ク 管 理 債 権 割 合	+ 15.0	+ 8.1	+ 7.3	+ 4.9	+ 17.1	求 償 権 回 収 率	△ 4.9	△ 0.4	△ 1.4	0.0	△ 4.4	
	15年度			16年度		17年度		18年度																																																																																																											
	実績	計画	実績(A)	計画	実績(B)	計画	実績(C)																																																																																																												
リス ク 管 理 債 権	5,521	5,184	5,167	4,873	5,425	4,541	4,860																																																																																																												
総残高(保証債務+求償権)	18,680	17,609	16,288	16,814	14,041	16,381	12,332																																																																																																												
リス ク 管 理 債 権 割 合	29.6	29.4	31.7	29.0	38.6	27.7	39.4																																																																																																												
求 償 権 回 収 率	6.9	10.0	8.7	10.5	4.2	11.0	5.2																																																																																																												
	19年度		20年度																																																																																																																
	計画	実績(D)	計画(E)	実績(F)																																																																																																															
リス ク 管 理 債 権	4,221	4,847	3,407	4,632																																																																																																															
総残高(保証債務+求償権)	16,017	11,598	11,509	9,914																																																																																																															
リス ク 管 理 債 権 割 合	26.4	41.8	29.6	46.7																																																																																																															
求 償 権 回 収 率	11.5	3.8	8.2	3.8																																																																																																															
	対16実績(F-A)	対17実績(F-B)	対18実績(F-C)	対20実績(F-D)	対20計画(F-E)																																																																																																														
	△ 535	△ 793	△ 228	△ 215	1,225																																																																																																														
リス ク 管 理 債 権	△ 535	△ 793	△ 228	△ 215	1,225																																																																																																														
総残高(保証債務+求償権)	△ 6,374	△ 4,127	△ 2,418	△ 1,684	△ 1,595																																																																																																														
リス ク 管 理 債 権 割 合	+ 15.0	+ 8.1	+ 7.3	+ 4.9	+ 17.1																																																																																																														
求 償 権 回 収 率	△ 4.9	△ 0.4	△ 1.4	0.0	△ 4.4																																																																																																														
			※リスク管理債権割合＝リスク管理債権／（（保証債務残高）+（求償権残高））																																																																																																																
			※リスク管理債権の対15年度実績費：△889百万円																																																																																																																

- 保証業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。
- 保証への依存を抑制するため、保証申込時において融資実施機関に対し、保証付以外の貸付金も促すことで金融機関プロパー資金との併用促進（26.1%：保証実績111件中29件）を行っている。（29件の保証付融資410百万円に併せプロパー融資309百万円を実行している。）
- 保証業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。（121件）
- 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。
- 大口利用先については決算書等財務諸表を徵求し業況等モニタリングを実施している。（保証・融資共通で67件）
- 平成20年度の法的手続き件数は23件である。
- 融資実施機関との合同督促を実施している。（45件）
- 督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとし、また、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行っている。（債権管理委員会開催保証・融資共通で31回）
- 金融機関との適切なリスク分担を図り、両者の連携による事業者への支援体制を強化する目的で、責任共有制度が全国の信用保証協会で実施されたことから、奄美基金においてもこの改正状況を踏まえ平成19年11月に同制度の導入を行い、20年度においても運用している。
- 奄美基金を利用する事業者にかかる経営及び再生支援を行うため平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、29事業者に対して経営維持・安定、事業再生を積極的に支援している。
- 保証料率については、一般保証で、利用者のリスクに見合った保証料率体系の導入を図ったが、地域内経済情勢の悪化等を踏まえ利用者負担の軽減を図るため、県信用保証協会の保証料率体系同様の水準に引き下げ対応を行っている。

項目		評定結果	評定理由	意見																																																																																																																																														
中期計画	平成20年度計画																																																																																																																																																	
<p>②融資業務においても、十分な返済能力が見込まれる者を対象に貸付けを行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、延滞債権の回収に努め、基金が保有するリスク管理債権割合について、42.7%（平成15年度実績）以下に抑制し、着実に縮減を図る。</p>	<p>②融資業務についても、以下の具体的な取組みを内容に含む「奄美群島振興開発基金経営改善策」の実施を図り、リスク管理債権回収率を8.2%以上（過去3年（16年度から18年度）の平均8.2%）に向上させること等により20年度末におけるリスク管理債権の割合を42.7%（平成15年度実績）以下に抑制する（15年度末実績5,287百万円、16年度末実績5,118百万円、17年度末実績5,282百万円、18年度末実績4,826百万円を19年度末見込4,761百万円に削減し、更に20年度末試算では4,509百万円以下に削減する）。</p> <p>（具体的な取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業信用情報データベースシステムを活用した客観的な審査 ・金融機関との協調融資の促進によるリスク分散 ・審査委員会の活用 ・融資先事業者の業績、事業環境、経営課題等についての定期的なモニタリング ・法的回収の強化と効果的な対応 ・共通債務者を持つ金融機関との連携督促 ・督促計画の策定、督促リスト・手法の改善、債権管理委員会の活用 ・事業者に対する経営及び再生支援の実施・フォローアップ <p>（新たな取組み）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスクを勘案した融資条件の見直し 	2	<p>●更なる債権管理体制の強化を図るため、引き続き債務者区分に応じた管理・回収策の立案・実行、金融機関と協調して事業者の経営・再生支援等を行う等リスク管理債権の抑制に努めている。</p> <p>上記の取り組みや再生支援の効果により債権の正常化が図られたこと、回収不能となった貸付金償却処理（151百万円）を実施したこと及び新規リスク管理債権の発生（288百万円）が減少したこと等により、リスク管理債権は、昨年度に比して221百万円、計画に比して111百万円の減少となっている。</p> <p>また、リスク管理債権の回収率は、担保物件の処分等による回収に努めたものの大島紬業における業況低迷、製造業・小売業の売上不振等から回収額（359百万円）が昨年度を下回ったこと等により7.3%となり、昨年度に比して1.9ポイント、計画に比して0.9ポイント下回ったほか、リスク管理債権の割合については、貸付残高の減少等により昨年度に比して1.8ポイント、計画に比して3.6ポイント上回っている。</p> <p>【計画と実績との比較】</p> <p style="text-align: right;">(単位：百万円、%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">15年度</th> <th colspan="2">16年度</th> <th colspan="2">17年度</th> <th colspan="2">18年度</th> </tr> <tr> <th>実績</th> <th>計画</th> <th>実績(A)</th> <th>計画</th> <th>実績(B)</th> <th>計画</th> <th>実績(C)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>5,287</td> <td>5,162</td> <td>5,118</td> <td>5,039</td> <td>5,282</td> <td>4,901</td> <td>4,826</td> </tr> <tr> <td>貸付残高</td> <td>12,324</td> <td>12,194</td> <td>11,664</td> <td>11,894</td> <td>11,412</td> <td>11,770</td> <td>10,776</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>42.7</td> <td>42.3</td> <td>43.9</td> <td>42.4</td> <td>46.3</td> <td>41.6</td> <td>44.8</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権回収率</td> <td>-</td> <td>10.3</td> <td>9.7</td> <td>10.5</td> <td>7.8</td> <td>10.7</td> <td>7.2</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">19年度</th> <th colspan="2">20年度</th> </tr> <tr> <th>計画</th> <th>実績(D)</th> <th>計画(E)</th> <th>実績(F)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>4,761</td> <td>4,619</td> <td>4,509</td> <td>4,398</td> </tr> <tr> <td>貸付残高</td> <td>11,667</td> <td>10,391</td> <td>10,560</td> <td>9,502</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>40.8</td> <td>44.5</td> <td>42.7</td> <td>46.3</td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権回収率</td> <td>10.9</td> <td>9.2</td> <td>8.2</td> <td>7.3</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">対16実績(F-A)</th> <th colspan="2">対17実績(F-B)</th> <th colspan="2">対18実績(F-C)</th> <th colspan="2">対19実績(F-D)</th> <th colspan="2">対20計画(F-E)</th> </tr> <tr> <th>△</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>リスク管理債権</td> <td>△ 720</td> <td>△ 884</td> <td>△ 428</td> <td>△ 221</td> <td>△ 111</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸付残高</td> <td>△ 2,162</td> <td>△ 1,910</td> <td>△ 1,274</td> <td>△ 889</td> <td>△ 1,058</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権割合</td> <td>+ 2.4</td> <td>0.0</td> <td>+ 1.5</td> <td>+ 1.8</td> <td>+ 3.6</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>リスク管理債権回収率</td> <td>△ 2.4</td> <td>△ 0.5</td> <td>+ 0.1</td> <td>△ 1.9</td> <td>△ 0.9</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">※リスク管理債権割合=リスク管理債権／貸付残高 ※リスク管理債権の対15年度実績費：△889百万円</p> <p>○融資業務の申込み全案件について、中小企業信用情報データベースシステムを活用している。 ○奄美基金の融資と金融機関プロパー融資との調整・協議の上、協調融資を実行している。（4件の奄美基金融資470百万円に併せプロパー融資340百万円を実行している。） ○融資業務の申込み全案件について審査委員会で審議している。（113件）</p>		15年度		16年度		17年度		18年度		実績	計画	実績(A)	計画	実績(B)	計画	実績(C)	リスク管理債権	5,287	5,162	5,118	5,039	5,282	4,901	4,826	貸付残高	12,324	12,194	11,664	11,894	11,412	11,770	10,776	リスク管理債権割合	42.7	42.3	43.9	42.4	46.3	41.6	44.8	リスク管理債権回収率	-	10.3	9.7	10.5	7.8	10.7	7.2		19年度		20年度		計画	実績(D)	計画(E)	実績(F)	リスク管理債権	4,761	4,619	4,509	4,398	貸付残高	11,667	10,391	10,560	9,502	リスク管理債権割合	40.8	44.5	42.7	46.3	リスク管理債権回収率	10.9	9.2	8.2	7.3		対16実績(F-A)		対17実績(F-B)		対18実績(F-C)		対19実績(F-D)		対20計画(F-E)		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	リスク管理債権	△ 720	△ 884	△ 428	△ 221	△ 111						貸付残高	△ 2,162	△ 1,910	△ 1,274	△ 889	△ 1,058						リスク管理債権割合	+ 2.4	0.0	+ 1.5	+ 1.8	+ 3.6						リスク管理債権回収率	△ 2.4	△ 0.5	+ 0.1	△ 1.9	△ 0.9						
	15年度		16年度		17年度		18年度																																																																																																																																											
	実績	計画	実績(A)	計画	実績(B)	計画	実績(C)																																																																																																																																											
リスク管理債権	5,287	5,162	5,118	5,039	5,282	4,901	4,826																																																																																																																																											
貸付残高	12,324	12,194	11,664	11,894	11,412	11,770	10,776																																																																																																																																											
リスク管理債権割合	42.7	42.3	43.9	42.4	46.3	41.6	44.8																																																																																																																																											
リスク管理債権回収率	-	10.3	9.7	10.5	7.8	10.7	7.2																																																																																																																																											
	19年度		20年度																																																																																																																																															
	計画	実績(D)	計画(E)	実績(F)																																																																																																																																														
リスク管理債権	4,761	4,619	4,509	4,398																																																																																																																																														
貸付残高	11,667	10,391	10,560	9,502																																																																																																																																														
リスク管理債権割合	40.8	44.5	42.7	46.3																																																																																																																																														
リスク管理債権回収率	10.9	9.2	8.2	7.3																																																																																																																																														
	対16実績(F-A)		対17実績(F-B)		対18実績(F-C)		対19実績(F-D)		対20計画(F-E)																																																																																																																																									
	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△																																																																																																																																								
リスク管理債権	△ 720	△ 884	△ 428	△ 221	△ 111																																																																																																																																													
貸付残高	△ 2,162	△ 1,910	△ 1,274	△ 889	△ 1,058																																																																																																																																													
リスク管理債権割合	+ 2.4	0.0	+ 1.5	+ 1.8	+ 3.6																																																																																																																																													
リスク管理債権回収率	△ 2.4	△ 0.5	+ 0.1	△ 1.9	△ 0.9																																																																																																																																													

- 審査を行う際の留意事項の協議等を通じ、審査担当者で問題点を共有する等金融機関としての資質向上に努めている。
- 大口利用先については決算書等財務諸表を徵求し業況等ミニタリングを実施している。（保証・融資共通で67件）
- 平成20年度の法的手続き件数は27件である。
- 共通債務者を持つ金融機関との合同督促を実施している。（16件）
- 督促計画の策定にあたっては、自己査定結果を踏まえた債務者区分に応じた効果的な督促業務に資するものとし、また、督促リストの活用並びに回収方針等について債権管理委員会での協議を行っている。（債権管理委員会開催 保証・融資共通で31回）
- 奄美基金を利用する事業者にかかる経営及び再生支援を行うため平成19年6月1日に設置した「事業者再生支援委員会」を活用し、29事業者に対して経営維持・安定、事業再生を積極的に支援している。
- 利用者のリスクに見合った金利体系の見直しを行っている（平成20年4月より実施）。

- 平成20年度末における繰越欠損金額は5,038百万円となっており、リスク管理債権の削減等に努めたものの引当金の繰入増等から、昨年度に比して152百万円の増加となっている。

繰越欠損金は、独立行政法人化に伴い、民間金融機関と同等の自己査定及び引当基準に基づく適切な引当金の計上等により生じたもので、審査の厳格化、期中管理の徹底等によるリスク管理債権の削減及び一般管理費の削減等によりその削減に努めているところである。しかしながら、平成20年度の決算状況については、収益面では引当金戻入を除き前年度と比較大きな変動は特になかったものの、費用面において一般管理費の減少、財務費用の減少等に努めたが、地域内経済状況の低迷等により事業者の倒産等経営悪化の影響から保証、融資両業務とも所要の引当金繰入（将来の回収不能等の損失に備えるための繰入）による費用が大幅に増加したことから152百万円の当期総損失計上に至っている。
引き続き、審査の厳格化、期中管理の徹底及び事業者に対する経営・再生支援の措置などによるリスク管理債権の削減、国家公務員給与構造改革を踏まえた一般管理費の削減等により財務内容の健全化を進め、繰越欠損金の早期削減に努めることとしている。

【繰越欠損金の推移】

(単位：百万円)

	独法化時点 (H16/10/1)	16年度末	17年度末	18年度末	19年度末	20年度末
繰 越 欠 損 金	4,989	4,958	4,934	4,917	4,886	5,038
対前年度 増 減 額 (実績)	(-)	(△31)	(△24)	(△18)	(△30)	(+152)
増 減 額 (計画)	(-)	(△43)	(△82)	(△65)	(△85)	(△43)

③この他、これまで定期預金中心であった余裕金の運用については、リスク面には十分注意しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

③この他、保証業務における資金運用については、国債による運用等も含め、リスク面には十分配慮しながら、最も収益性が見込まれる手法による運用に努める。

- 3 ●収益性を勘案し、国債、地方債による運用を行っている。
 ○購入実績： 200百万円
 (国債／利率：0.49%) ※2年もの
 ○国債等保有残高：1,584百万円
 (対19年度末比で100百万円増加)

【平均残高等の比較】

	(単位：百万円、%)					
	16年度	17年度	18年度	19年度(A)	20年度(B)	(B-A)
平均残高	600	766	1,002	1,439	1,484	+ 45
運用益	3	10	13	19	20	+ 1
運用利回り	1.22	1.31	1.26	1.35	1.36	+ 0.01

(2) 予算
別表1のとおり(略)

(2) 予算
別表1のとおり(略)

- 1 ●予算及び収支計画については、純利益が引当金繰入の増加等により予算どおり達成できず損失となった。
 (純利益 予算42,622千円、決算△151,536千円)
 ●資金計画の実績は別添のとおり適正に執行している。

(3) 収支計画
別表2のとおり(略)

(3) 収支計画
別表2のとおり(略)

- 随意契約の見直し状況については、以下のとおり取り組んでいる。
 ○平成20年度における一般競争、指名競争の実績はなく、少額随意契約(「会計法」及び「予算決算及び会計令」に準拠)以外の契約状況については、
 ・随意契約(4件、4,154千円)

(4) 資金計画
別表3のとおり(略)

(4) 資金計画
別表3のとおり(略)

- ※電気、電話など供給を行うことが可能な業者が一の場合であり、一般競争に付することが困難であるため。
 (経理規程第18条第1号の規定に基づいて実施。)
 ・企画競争・公募(1件、8,400千円)
 ※監査契約であり、独立行政法人通則法の定めにより、会計監査人を主務大臣が選任することとなっている。
 となっており、随意契約によることがやむを得ない契約のみである。なお、契約事務の執行体制や平成20年度の随意契約4件及び企画競争・公募1件について監査が行われ、随意契約について、真にやむを得ないものであると認められたこと等から、平成20事業年度に係る監事監査報告書及び会計監査人の監査報告書において、特に指摘等はなされていない。

- 契約制度については、「経理規程」、「契約事務取扱細則」及び「契約公表基準」において、契約方式、契約事務手続、公表事項等、国の基準に準じたものとなるよう定めている。

- 当基金では、平成19年12月作成の「随意契約見直し計画」に基づき、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、売買、貸借、請負その他契約をなす場合において競争性及び透明性を確保するものとし、随意契約の適正化に努めているところであるが、公募を実施した結果、1者応募となっているものについて、応募者数を増やし実質的な競争性を確保するため、以下のとおり改善方策を進めている。

- ・公告期間
 公告は、当基金のホームページ上で企画書の公募を行うこととし、期間は2週間としているが、公募期間を終了してもなお応募が無い場合または1者のみの応募であ

			<p>った場合には、1週間の期間延長を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公募参加者の掘り起こし 　公募参加者をできる限り増やすため、同様の業務に従事している事業者に広くPRを行っている。 <p>○「随意契約見直し計画」において、保証・融資業務システム開発業務は随意契約から企画競争・公募へ移行することを予定していたが、同システム開発が平成18年度で構築されたことから新規のシステムの必要性が生じていないため実績はない。また、これまで随意契約だったものから競争入札に移行した事例はない。</p>	
4. 短期借入金の限度額 5. 1億円	4. 短期借入金の限度額 5. 1億円	3	平成20年度においては、適切な支出管理を行うことなどにより資金繰りの安定に努めたことから、短期借入を行うことなく、効率的な業務運営を図っている。	
5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし	5. 重要な財産の譲渡等の計画 該当なし	—	平成20年度は該当なし。 なお、奄美基金における重要な財産は、本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要不可欠かつ必要最小限のものである。また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。	
6. 剰余金の使途 該当なし	6. 剰余金の使途 該当なし	—	平成20年度は該当なし。	
7. 施設及び設備に関する計画 該当なし	7. 施設及び設備に関する計画 該当なし	—	平成20年度は該当なし。	
8. 人事に関する計画 独立行政法人化を機に、職員のインセンティブを確保し、組織の活性化を図るために、目標の管理や評価基準の明確化などにより、個々の職員の勤務成績及び法人の業務実績を給与・特別手当に反映させるとともに、職員の能力、資質に応じた適正な人事配置を行う。	8. 人事に関する計画 下記の方策を引き続き行う。 (1) 各課における業務の年度計画を設定し、この実施状況と職員の取組状況を勘案した人事考課を行う。 (2) 上記結果を受け、給与、特別手当等に反映させることにより職員のインセンティブの確保を図る。 (3) 年度計画の達成状況を踏まえ、業務実施体制及び職員の能力、資質等を反映した人員配置を行う。	3	<ul style="list-style-type: none"> ●定例的に年度計画と実績状況を役職員で共有し、組織全体での目標管理を行っている。また、評価にあたっては各課長の評価、役員の評価等段階的評価を実施している。 ●個々の職員の勤務成績を給与等へ反映するとともに、職員能力に応じた人事配置を実施している。 ●現在、20年度の計画達成状況を踏まえ債権管理・回収体制の強化を図るため、組織体制及び人員配置の見直しの検討を行っている。 	
9. その他業務運営に関する重要事項 出資業務については、平成17年度末を以て廃止する。	9. その他業務運営に関する重要事項 該当なし	3	<ul style="list-style-type: none"> ●平成17年度末にて措置済み。 	

＜記入要領＞・項目毎の「評定結果」の欄に、以下の段階的評定を記入するとともに、その右の「評定理由」の欄に理由を記入する。

5点：中期目標の達成に向けて特筆すべき優れた実施状況にあると認められる。

4点：中期目標の達成に向けて優れた実施状況にあると認められる。

3点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められる。

2点：中期目標の達成に向けて概ね着実な実施状況にあると認められる。

1点：中期目標の達成に向けて着実な実施状況にあると認められない。

・5点をつけた項目には、特筆すべきと判断した理由として、他の項目における実績との違いを「評定理由」欄に明確に記述するものとする。

・必要な場合には、右欄に意見を記入する。

平成20年度業務実績評価調書：独立行政法人奄美群島振興開発基金

総合的な評定

業務運営評価（実施状況全体）

極めて順調	順調	概ね順調	要努力	評定理由
		○		各項目の合計点数 = 43 項目数(15) × 3 = 45 下記公式 = 96%

<記入要領>

- 個別項目の認定結果をもとに、以下の判断基準により、それぞれの欄に○を記入する。
 ○(各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数)が120%以上である場合は、「極めて順調」とする。
 ○(各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数)が100%以上120%未満である場合には、「順調」とする。
 ○(各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数)が80%以上100%未満である場合には、「概ね順調」とする。
 ○(各項目の合計点数) / (項目数に3を乗じた数)が80%未満である場合には、「要努力」とする。
- 但し、評価の境界値に近接している場合であって、法人の主要な業務の実績に鑑み、上位又は下位のランクに評価を変更すべき特段の事情がある場合には、理由を明記した上で変更することができる。

総合評価

(法人の業務の実績)

中期計画の達成に向けた平成20年度計画の実施状況に係る総合評価は、概ね順調と考えられる。

項目別では、「業務運営の効率化に関する年度計画」については、一般管理費の削減について計画以上の実績となっているほか、債権管理体制の強化、評価・点検チームによる業務見直し等を行っている。

また、「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する年度計画」については、リスクに応じた保証・融資条件の見直しを行ったほか、事務処理の迅速化、中小企業信用情報データベースの活用等に努めるとともに、利用者等の利便性向上のため、貸付金利の変更を適用日と同日にホームページへ掲載するなど情報提供に努め、計画どおりの実績となっている。

一方、「予算、収支計画及び資金計画に関する年度計画」については、リスク管理債権は昨年度より減少し、融資業務に係るリスク管理債権については計画を達成しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている。

(課題・改善点、業務運営に対する意見等)

債権管理体制の見直し、金融機関との協調等による経営・再生支援の取り組み、期中管理の徹底等により、リスク管理債権は昨年度より減少しているものの、リスク管理債権割合、回収率等については計画未達成となっており、依然として多額のリスク管理債権及び繰越欠損金を抱えている状況にあることから、奄美群島振興開発基金の果たすべき役割、奄美群島内の事業者の実情等に十分留意しつつ、計画未達成事項の分析を踏まえた改善策を講じるとともに、引き続き、上記の取り組みを進め、財務の健全化に努める必要がある。

(その他)